

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 85 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 児童福祉法施行細則（昭和 31 年岩手県規則第 84 号）の一部を次のように改正する。

本則及び様式中次の表の左欄に掲げる字句等（同表の中欄に掲げる規定又は様式に規定するものに限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

第 21 条の 9 の 2	第 4 条第 1 項、第 4 条の 3 及び様式第 5 号	第 21 条の 9 の 6
地方振興局長等	第 26 条並びに第 27 条第 1 項及び第 3 項	広域振興局長等
各あて人の意味で用いられている「地方振興局長」	様式第 10 号、様式第 20 号、様式第 21 号、様式第 24 号、様式第 25 号及び様式第 26 号	「 振興局長」

改正前	改正後
<p><u>（育成医療の給付の申請等）</u></p> <p>第 2 条 省令第 7 条第 1 項の規定による申請は、<u>育成医療給付申請書（様式第 1 号）</u>により行わなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書には、育成医療意見書（様式第 2 号）及び別に定める様式による世帯調書（以下「世帯調書」という。）を添付しなければならない。</u></p> <p>（療育の給付の申請等）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、療育給付意見書（様式第 4 号）及び世帯調書を添付しなければならない。</p> <p><u>（指定居宅支援事業者の指定）</u></p> <p>第 5 条 省令第 21 条の 14 から第 21 条の 16 までに規定する申請書は、<u>指定居宅支援事業者指定申請書（様式第 7 号）</u>によりなければならない。</p> <p><u>（変更の届出等）</u></p> <p>第 6 条 省令第 21 条の 17 第 1 項の規定による届出は、<u>指定居宅支援事業者変更届（様式第 8 号）</u>により行わなければならない。</p> <p>2 <u>省令第 21 条の 17 第 3 項の規定による届出は、指定居宅支援事業廃止（休止、再開）届（様式第 9 号）</u>により行わなければならない。</p> <p>（里親認定等の申請）</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の申請書は、<u>所管地方振興局長又は所管福祉事務所長及び福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長</u>を経由しなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第 2 条 削除</p> <p>（療育の給付の申請等）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、療育給付意見書（様式第 4 号）及び別に定める様式による世帯調書を添付しなければならない。</p> <p>第 5 条及び第 6 条 削除</p> <p>（里親認定等の申請）</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の申請書は、<u>所管する広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局又は福祉事務所の長及び福祉総合相談センター又は児童相談所の長</u>を経由しなければならない。</p> <p>4 [略]</p>

(費用の徴収)

第23条 地方振興局長(法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の場合にあっては、福祉総合相談センター所長又は児童相談所長。以下「地方振興局長等」という。)は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(費用の支払命令等)

第24条 保健所長は、法第56条第5項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について当該各号に定める額を支払うべき旨を命じなければならない。

(1) 法第20条に規定する措置 別表第2に定める額

(2) 法第21条の9の2に規定する措置 別表第4に定める額を限度とする額

2 地方振興局長は、法第56条第8項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、県において法第20条又は第21条の9の2に規定する措置に要する費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から、当該支払わなかった額を徴収しなければならない。

(負担金の額の変更)

第25条 地方振興局長等又は保健所長は、災害その他やむを得ない理由により本人又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて第23条の規定により被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用(以下「2項負担金」という。)及び前条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者に対して支払を命ずる費用(以下「4項負担金」という。)の額を変更することができる。

2 前項の規定に基づく2項負担金又は4項負担金の額の変更を受けようとする者は、負担金額変更申請書(様式第24号)を、所管地方振興局長(法第20条に規定する措置に要する費用に係る4項負担金の変更の場合にあっては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあっては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長)に提出しなければならない。

(費用の徴収)

第23条 広域振興局又は地方振興局長(法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の場合にあっては、福祉総合相談センター所長又は児童相談所長。以下「広域振興局長等」という。)は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(費用の支払命令等)

第24条 保健所長は、法第56条第5項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、法第21条の9の6に規定する措置に要する費用について、別表第4に定める額を限度とする額を支払うべき旨を命じなければならない。

2 広域振興局又は地方振興局長(以下「局長」という。)は、法第56条第8項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、県において法第21条の9の6に規定する措置に要する費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から、当該支払わなかった額を徴収しなければならない。

(負担金の額の変更)

第25条 広域振興局長等又は保健所長は、災害その他やむを得ない理由により本人又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて第23条の規定により被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用(以下「2項負担金」という。)及び前条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者に対して支払を命ずる費用(以下「4項負担金」という。)の額を変更することができる。

2 前項の規定に基づく2項負担金又は4項負担金の額の変更を受けようとする者は、負担金額変更申請書(様式第24号)を、所管する局長(法第21条の9の6に規定する措置に要する費用に係る4項負担金の変更の場合にあっては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあっては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長)に提出しなければならない。

(書類の経由)

第29条 児童福祉施設の設置者又はその施設の長が、法令により、知事又は厚生労働大臣に提出する書類は、特別の定めがある場合を除くほか、当該児童福祉施設が、町村に所在する場合にあつては町村長、所管地方振興局長及び知事を、市に所在する場合にあつては市長及び知事をそれぞれ経由するものとする。

別表第1 (第23条関係)

徴収額 (扶養義務者)

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。)の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項(これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。)

3~5 [略]

6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、0円をもってこの表に定める額とする。

(1)~(3) [略]

(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると地方振興局長等が認めた世帯

7~10 [略]

(書類の経由)

第29条 児童福祉施設の設置者又はその施設の長が、法令により、知事又は厚生労働大臣に提出する書類は、特別の定めがある場合を除くほか、当該児童福祉施設が、町村に所在する場合にあつては町村長、所管する局長及び知事を、市に所在する場合にあつては市長及び知事をそれぞれ経由するものとする。

別表第1 (第23条関係)

徴収額 (扶養義務者)

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。)の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2(これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。)

3~5 [略]

6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、0円をもってこの表に定める額とする。

(1)~(3) [略]

(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると広域振興局長等が認めた世帯

7~10 [略]

別表第2 (第23条、第24条関係)

徴収額

世帯の階層区分		育成医療(入院)・療育の給付				
階層区分	定義	徴収額 (月額)	加算額 (月額)	徴収額 (月額)	加算額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	
B	A階層を除いた当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220	1,100	110	
C ₁	A階層及びD階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	450	2,250	230	
C ₂	所得割の額がある世帯	5,800	580	2,900	290	
D ₁	A階層及びB階層を除いた前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,800円以下	6,900	690	3,450	
D ₂		4,801円から9,600円まで	7,600	760	3,800	
D ₃		9,601円から16,800円まで	8,500	850	4,250	
D ₄		16,801円から24,000円まで	9,400	940	4,700	
D ₅		24,001円から32,400円まで	11,000	1,100	5,500	
D ₆		32,401円から42,000円まで	12,500	1,250	6,250	
D ₇		42,001円から92,400円まで	16,200	1,620	8,100	
D ₈		92,401円から120,000円まで	18,700	1,870	9,350	
D ₉		120,001円から156,000円まで	23,100	2,310	11,550	
D ₁₀		156,001円から198,000円まで	27,500	2,750	13,750	
D ₁₁		198,001円から287,500円まで	35,700	3,570	17,850	
D ₁₂		287,501円から397,000円まで	44,000	4,400	22,000	
D ₁₃		397,001円から929,400円まで	52,300	5,230	26,150	
D ₁₄		929,401円から1,500,000円まで	80,700	8,070	40,350	
D ₁₅		1,500,001円から1,650,000円まで	85,000	8,500	42,500	
D ₁₆		1,650,001円から2,260,000円まで	102,900	10,290	51,450	
D ₁₇		2,260,001円から3,000,000円まで	122,500	12,250	61,250	
D ₁₈		3,000,001円から3,960,000円まで	143,800	14,380	71,900	
D ₁₉		3,960,001円以上	全額	左欄の徴収額の10分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が17,120円に満たないときは、17,120円)	全額	左欄の徴収額の10分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,560円に満たないときは、8,560円)

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。)の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) [略]
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

別表第2 (第23条関係)

徴収額

世帯の階層区分		療育の給付	
階層区分	定義	徴収額 (月額)	加算額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
B	A階層を除いた当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C ₁	A階層及びD階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	450
C ₂	所得割の額がある世帯	5,800	580
D ₁	A階層及びB階層を除いた前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,800円以下	6,900
D ₂		4,801円から9,600円まで	7,600
D ₃		9,601円から16,800円まで	8,500
D ₄		16,801円から24,000円まで	9,400
D ₅		24,001円から32,400円まで	11,000
D ₆		32,401円から42,000円まで	12,500
D ₇		42,001円から92,400円まで	16,200
D ₈		92,401円から120,000円まで	18,700
D ₉		120,001円から156,000円まで	23,100
D ₁₀		156,001円から198,000円まで	27,500
D ₁₁		198,001円から287,500円まで	35,700
D ₁₂		287,501円から397,000円まで	44,000
D ₁₃		397,001円から929,400円まで	52,300
D ₁₄		929,401円から1,500,000円まで	80,700
D ₁₅		1,500,001円から1,650,000円まで	85,000
D ₁₆		1,650,001円から2,260,000円まで	102,900
D ₁₇		2,260,001円から3,000,000円まで	122,500
D ₁₈		3,000,001円から3,960,000円まで	143,800
D ₁₉		3,960,001円以上	全額

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。)の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) [略]
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2

<p>(3) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第18条</u></p> <p>3 <u>法第50条第4号及び第5号</u>に規定する費用から医療保険各法及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に定める負担額を控除した額がこの表に定める額に満たないときは、当該控除した額をもってこの表に定める徴収額とし、当該徴収額に100分の10を乗じて得た額をもってこの表に定める加算額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>入院医療又は通院医療</u>の措置でその期間が1月未満の場合においては、次の計算式によって得た額とする。</p> $\text{この表に定める額} \times \frac{\text{その月の入院又は通院期間}}{\text{その月の実日数}}$ <p>6 [略]</p>	<p>(3) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</u></p> <p>3 <u>法第50条第5号</u>に規定する費用から医療保険各法及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に定める負担額を控除した額がこの表に定める額に満たないときは、当該控除した額をもってこの表に定める徴収額とし、当該徴収額に100分の10を乗じて得た額をもってこの表に定める加算額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>療育給付</u>の措置でその期間が1月未満の場合においては、次の計算式によって得た額とする。</p> $\text{この表に定める額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$ <p>6 [略]</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

様式第7号から様式第9号まで 削除

改正前	改正後																
<p>様式第12号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印</td> <td style="text-align: center;"><u>地方振興局（福祉事務所）</u> 受付印</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p> <p>様式第13号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印</td> <td style="text-align: center;"><u>地方振興局（福祉事務所）</u> 受付印</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]		福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>地方振興局（福祉事務所）</u> 受付印	[略]		福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>地方振興局（福祉事務所）</u> 受付印	<p>様式第12号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印</td> <td style="text-align: center;"><u>広域（地方）振興局（福祉事務所）</u> 受付印</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p> <p>様式第13号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印</td> <td style="text-align: center;"><u>広域（地方）振興局（福祉事務所）</u> 受付印</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]		福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>広域（地方）振興局（福祉事務所）</u> 受付印	[略]		福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>広域（地方）振興局（福祉事務所）</u> 受付印
[略]																	
福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>地方振興局（福祉事務所）</u> 受付印																
[略]																	
福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>地方振興局（福祉事務所）</u> 受付印																
[略]																	
福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>広域（地方）振興局（福祉事務所）</u> 受付印																
[略]																	
福祉総合相談センター (児童相談所) 受付印	<u>広域（地方）振興局（福祉事務所）</u> 受付印																

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

本則及び様式中「第21条の9の6」を「第21条の5」に改める。

改正前	改正後
<p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局又は地方振興局長（法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の場合にあっては、福祉総合相談センター所長又は児童相談所所長。以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づ</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局又は地方振興局長（法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の場合にあっては、福祉総合相談センター所長又は児童相談所所長。以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づ</p>

<p>き、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第21条の9</u>に規定する措置 別表第2に定める額</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第3号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">療育給付申請書</p> <p><u>児童福祉法第21条の9</u>の規定による医療の給付を受けたいので、児童福祉法施行規則第10条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>き、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第20条</u>に規定する措置 別表第2に定める額</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第3号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">療育給付申請書</p> <p><u>児童福祉法第20条</u>の規定による医療の給付を受けたいので、児童福祉法施行規則第10条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の日前に行われた育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に規定する様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。